

# 令和元年度「北九州市子どもを虐待から守る条例」

## 第20条に基づく年次報告書について

### 1 概要

「北九州市子どもを虐待から守る条例」第20条に基づき、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他市内における虐待に係る状況について、年次報告として取りまとめ、議会に報告し、市民に公表するもの。

### 2 報告書の構成

報告書の作成にあたっては、児童虐待相談・通告等の状況、本市の体制及び「元気発進！子どもプラン」における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の事業等について掲載している。

### 3 掲載内容（主なもの）

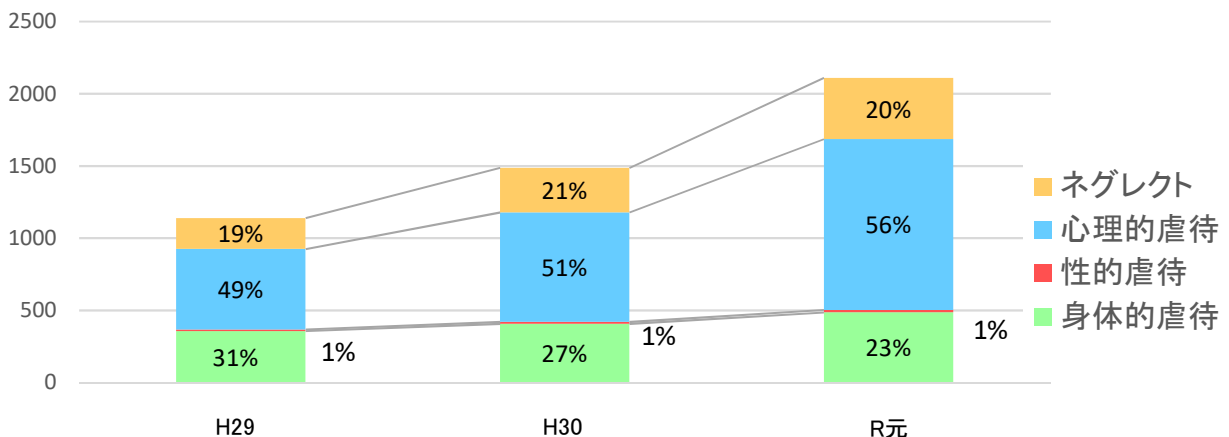
#### (1) 児童虐待相談・通告等の状況

##### ア 児童虐待相談対応件数と通告件数の推移（2頁）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童虐待相談対応件数	1,139	1,487	2,110
児童虐待通告件数	1,337	1,771	2,305

※社会全体の児童虐待への関心の高まりや、警察からの面前DVに係る通告の増加等により、児童虐待相談対応件数及び児童虐待通告件数が増加している。

##### イ 相談種別対応件数（2頁）



虐待種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体的虐待	356	407	486
性的虐待	11	12	17
心理的虐待	558	760	1,183
ネグレクト	214	308	424
合計	1,139	1,487	2,110

## ウ 経路別相談対応件数の推移（3頁）

年度	福祉事務所等	児童委員	児童福祉施設等	警察等	保健所	医療機関	学校等	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
平成29年度	19	1	63	567	0	46	173	64	12	163	13	18	1,139
平成30年度	64	5	102	691	0	47	234	79	39	178	20	28	1,487
令和元年度	69	0	91	1,076	0	54	314	101	59	298	23	25	2,110

## （2）北九州市の体制

### ア 子ども総合センター（5頁）

総数 159名（平成31年4月25日現在）  
児童福祉司の配置人数 30名（平成30年度より5名増）  
※ 令和元年11月現在の児童福祉司の配置人数 32名  
※ 令和2年6月現在の児童福祉司の配置人数 44名  
（令和元年度より12名増）

### イ 区役所子ども・家庭相談コーナー（6頁）

比較的軽度な児童虐待通告に対応するとともに、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、内容に応じた支援・対応を行った。  
令和元年度、面前DVなどの児童虐待通告への対応を強化するため、大規模区（小倉南区及び八幡西区）に非常勤職員を1名ずつ配置した。

### ウ 子ども家庭局子育て支援課（6頁）

平成31年4月、「北九州市子どもを虐待から守る条例」を周知し、児童虐待防止について広報、啓発するため、子育て支援課に、児童虐待防止担当ラインを設置した。

## （3）令和元年度強化事業

### ア 児童虐待防止医療ネットワーク事業（9頁、23頁）

児童虐待の早期発見、早期対応につながる適切な対応ができるよう、本事業の拠点病院に、児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等を行った。（令和元年度相談対応件数534件）  
また、拠点病院監修のもとで、医学的見地からの児童虐待早期発見のポイントや、虐待が疑われる場合の対応についてまとめた医療機関向けのリーフレットを作成した。

### イ 保育カウンセラー事業（10頁、18頁、21頁、23頁）

児童虐待の早期対応・防止や発達の気になる子どもへの対応のため、児童のケアや保護者対応を指導助言し、保育所を支援する保育カウンセラー事業において、令和元年度新たに、保育所対応コーディネーターとして保育所、子ども総合センター、区役所との情報の共有を図った。また、保育士を対象に虐待対応研修を実施した。

## ウ 教職員の虐待対応担当者研修（１０頁）

令和元年度新たに、各学校の校務分掌に「虐待対応」を位置付けるとともに、虐待の早期発見、早期対応や、関係機関との速やかな連携、通告元の情報不開示など、学校や教職員に求められる具体的な役割等の認識を深める虐待対応担当者研修を実施した。

## エ 「２４時間子ども相談ホットライン」の周知（１３頁）

相談につなぐ取組を強化するため、令和元年度新たに「２４時間子ども相談ホットライン」のPR用カードを、保護者向けと子ども向けに分けて作成し、市内小中学校等に配付した。

## オ 児童養護施設の子どもの権利擁護（１６頁）

令和元年度新たに、施設に入所中の子どもが意見を表明できるように、施設職員を対象にアドボカシー（権利擁護）に関する研修会を実施した。

## カ 「いのちをつなぐネットワーク推進会議」との連携（１７頁）

「いのちをつなぐネットワーク推進会議」において、協力企業・団体に条例パンフレットを配布し、虐待の兆候、通告義務等について説明し、協力を求めた。

令和元年度新たに、「北九州市いのちをつなぐネットワーク推進会議」のリーフレットに、「児童相談所全国共通ダイヤル１８９」を記載した。

## キ 条例の周知及び児童虐待防止の啓発（１４・２３頁）

- ① 市政だより９月１５日号に併せて条例パンフレットの全戸配布を実施
- ② 区役所、子ども総合センター、市民センター等の公共施設、モノレール各駅、小児科を標榜する医療機関に、ポスターを掲示
- ③ 条例及び児童虐待等についてわかりやすく紹介したPR動画を作成し、出前講演等で活用（令和元年度１７４回実施）
- ④ 条例やしつけと体罰の違い等について、イラストを用いて解説したハンドブックを作成
- ⑤ 児童虐待防止推進月間（１１月）の取組
  - ・ 児童虐待問題連続講座の開催
  - ・ １１月１日号市政だよりへの特集記事の掲載
  - ・ ギラヴァンツ北九州ホームゲームでの啓発活動実施
  - ・ 公用車及び市内タクシー（合計約４，０００台）へのステッカーの貼付